第４章　加茂市障がい者計画

1　計画の基本方針と基本理念

本計画は、これまでの加茂市障がい福祉計画に基づく施策を踏まえて、本市が目指す基本目標を計画として推進します。障がいのあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、共に支え合う地域を目指します。

障がいのある人が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担しながら、日常生活や社会生活を営むことができるよう、誰をも包摂できる人的環境・物理的環境を創り出し、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できる社会の実現を目指します。

SDGs に謳われる「誰一人取り残さない－No one will be left behind」の理念がより多くの市民に理解され、障がいのある人もない人も互いを受け入れることができる社会の実現を目指します。

基本理念

つながり、支（ささ）えあい、

全（すべ）ての人（ひと）にとって

住（す）みやすいまちづくり

２　施策の方向性と取組

障がいのある人が住み慣れた地域で希望どおりの日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要となるサービス等の提供体制及び障がい福祉施策の充実に努めます。

また、サービス等の適切な利用を促進するために相談支援体制の充実を図ります。

（1）理解・交流の促進

障がいのある人を取り巻く問題について、全ての人が自分自身及び社会全体の問題でもあることを認識し、行動することが求められます。

そのためには、社会生活のあらゆる場において、障がいのある人やその家族が、偏見や差別から自由になり、誇りをもって生活できるよう、障がいや障がいのある人に対する市民の理解が一層広がることが重要です。

障がい理解のための情報発信や、交流の機会の創出などにより、正しい理解や知識を深め、障がいや障がいのある人を身近に捉え、障がいのある人もない人も共に生活することが当たり前という意識が共有される社会の実現を目指すための取組を推進します。

■ 広報紙等による啓発

障がいや障がいのある人についての正しい知識や理解を広めるために、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、積極的に情報発信に努め、市民への啓発・理解促進を図ります。

■ 研修事業等の推進

障がいや障がいのある人について理解と知識を深める機会として、自立支援協議会や地域の団体・事業者等と協力しながら、研修・交流事業の取組を推進します。

（2）生活支援の充実

障がいの重度化や多様化、核家族化や介護者の高齢化の一方で、社会参加の進展など、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化しており、それぞれのライフステージで必要とされる支援も多様化しています。

そのようなニーズに対応するため、相談支援体制や障がい福祉サービスなどの整備、量的・質的充実に努め、障がいのある人の希望に沿った地域での生活を実現できるよう取組を推進します。

■ **相談支援体制の構築と充実**

障がいのある人が希望どおりの生活をしていくために、暮らしの悩みごと等の相談に応じ、一緒に考える伴走者としての役割を果たすのが相談支援です。相談支援に関わる事業者や機関等との連携を図り、相談支援体制の構築・充実に努めます。

また、課題に的確に対応するために必要となる専門的な知識や技術を有する人材の確保・育成に努めます。

■ **障がい福祉サービス等を提供する体制の構築と充実**

地域で生活していくために、障がいのある人の暮らしを支える障がい福祉サービス等の充実が不可欠です。

障がいの種別によらず、必要となるサービス等が適切に利用できるよう、官民が一体となって制度の周知を図るとともに、相談支援専門員*や障がい福祉サービス提供事業者との連携を深め、協働によるサービス提供体制の構築と充実を推進します。

■ **情報コミュニケーション面での支援**

日常生活に必要な情報の収集やコミュニケーションを図ることが困難な人に対して、必要な情報を届けられるようにアクセシビリティ*の向上を図り、円滑なコミュニケーションの支援体制を確保するよう努めます。

（3）住みやすい環境整備の推進

障がいのある人が地域で安全・安心かつより自由に生活できるように住環境の整備、道路や交通機関等におけるバリアフリー*化を推進し、物理的な障壁の除去による生活環境の改善を推進します。

■ 住まいの場の確保

障がいのある人が住み慣れた地域で生活をしていくために事業者との連携に努め、グループホームやアパート等の住まいの場の拡充に努めます。

■ 施設・設備等の整備改善

障がいのある人がより様々な環境にアクセスできるように日常生活に適する住宅や施設、道路等のユニバーサルデザイン*化に向けた取組を推進します。

また、公共施設などで移動や適切なコミュニケーションが負担なく行えるように必要な配慮を提供できる仕組みづくりを推進します。

市や事業者、市民が一体となって心理的・物理的なバリアフリーが実現できるように、必要な情報提供や協力体制の構築に努めます。

■ 安全・安心のための体制整備

災害時に障がいのある人が安心して避難できるための取組として、障がい特性に応じた情報伝達に配慮するとともに、平常時から、地域防災計画や避難行動要支援者*の避難支援プランに基づき、障がいのある人を含む避難行動要支援者の避難支援体制の整備を推進します。災害時には、障がい種別ごとに必要な支援や避難スペースの確保など、防災部局と連携して検討します。

また、暮らしの中で、判断能力が十分ではない障がいのある人が金銭・契約などのトラブルや詐欺被害に遭うことが増えています。保健師や相談支援専門員などと日頃から連携し見守りを行うよう努めるとともに、専門の相談機関や弁護士、警察や民生委員・児童委員、ボランティア団体、地域住民等との連携体制の強化を推進します。

（4）自立や社会参加の促進

障がいのある人が地域で充実した生活を送るためには、その能力を最大限に発揮して社会参加することや生きがいを持って生活できることが望まれます。

そのために、障がいの特性や希望に合った、一人ひとりがいきいきと活動できる機会を提供できるよう支援を行います。

■ **交流活動、生涯学習、文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進**

障がいのある人の身近な社会参加の場として地域活動支援センターの役割を重視するほか、一人一人の希望や障がいの状態に応じ様々な場において、学習の機会や文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への参加の機会を提供できるよう支援します。

余暇活動への参加や活動を通じて地域の人との交流の機会が確保できるよう、情報提供及び各種団体やボランティア等の関係機関との連携を図ります。

■ **雇用・就労のための支援**

障がいのある人が社会の一員として自立した生活を送るために雇用や就労の促進に努めます。特別支援学校等及び障がい福祉サービス提供事業者等との連携・協力により福祉的就労*の機会の提供や作業工賃増大のための取組を推進します。

また、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター*等の関係機関と連携しながら、一般企業等への啓発を推進し、雇用や職場実習、職業体験の機会の提供ができるよう努めます。

（5）障がいのある児童等の健やかな育成

障がいのある、または支援を必要とする児童の健やかな育成のためには、その家族を含め早期に適切な支援を行うことが重要とされ、障がいの状態や程度に応じた乳幼児期

からの計画的な発達支援や教育等が求められています。家庭・教育・福祉の各分野の関係機関との連携を強化するとともに、自立支援協議会のこども支援部会の取組を通じて民・学・官の異業種の支援者が連携強化と情報共有を図り、保護者等の家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。

■ **相談体制の強化と関係機関との連携強化**

乳幼児健診や就学時健診等の機会で発達の心配や特性に気づけるように、関係機関との連携により発達相談や教育相談などの相談の機会の充実に努めます。

また、保育園、小・中学校等の関係機関、障がい児通所支援事業所等との連携により総合的な支援を行えるよう体制整備に努めます。

■ **児童の発達に関する支援体制の充実**

各事業者や関係機関との連携・協力を図り、発達に関して支援が必要な児童に対する専門的な支援を提供できる体制の充実を推進します。

（6）医療・保健の充実

障がいの要因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療に関する取組、症状や状態のの悪化や機能低下を防ぐための健康管理やリハビリテーション等の保健サービスの充実に努めます。

障がいのある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、医療機関、保健機関、各事業者等との連携を図り、健康相談をはじめとする各種相談事業の充実に努めます。

■ **保健サービス・相談事業の充実**

乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに対応する一貫した保健サービスを推進するとともに、各種健診、相談事業の充実を図ります。

障がいのある人等が地域社会の中で充実した生活を送ることができるよう、日常の健康管理、リハビリテーション体制の整備に努めます。

■ **精神障がい・発達障がい・難病保健施策の充実**

保健師及び保健所等の機関と連携して、精神保健に関する正しい知識の普及啓発を進め、心の健康づくりを推進し、精神障がいのある人が地域の中でより質の高い生活ができるよう予防から早期治療、社会復帰対策等の総合的な支援の推進に努めます。

また、発達や成長に心配のある乳幼児、育児に不安を持つ保護者等が身近で利用しやすい相談・支援体制を整備するとともに、早期支援体制の充実を図ります。

難病のある人が安心して地域で生活できるように、個別の相談に応じるとともに、保健所等の関係機関と連携し、適切な医療や支援が受けられるよう医療情報等の提供に努めます。